

千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき策定した「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」(以下「基本計画」という。)を計画的に推進するため、千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 管理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画の進行を管理すること
- (2) 基本計画に基づく各種施策の年次計画及び実施状況を検証すること
- (3) 基本計画の見直しに向けた助言・提案を行うこと

(組織)

第3条 管理委員会は、知事が委嘱する委員14名以内で組織する。

- 2 管理委員会に、会長、副会長を置く。
- 3 管理委員会の会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、管理委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(委員)

第4条 管理委員会の任期は、3年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 管理委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 管理委員会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、または他の方法で意見及び説明を聴くことができる。
- 3 管理委員会の会議は原則として公開とする。

(庶務)

第6条 管理委員会の庶務は、総合企画部男女共同参画課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、管理委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月8日から実施する。

千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等	備考
有識者	戒能 民江	お茶の水女子大学教授	会長
	後藤 弘子	千葉大学大学院教授	
	井口 博	弁護士	副会長
	清田 乃り子	弁護士	
医療 機関	山辺 文代	成田赤十字病院医療社会事業課長	
保健 センター	窪田 和子	千葉市犢橋保健センター所長	
母子生 活支援 施設	川口 学	国府台母子ホーム施設長	
	花崎 みさを	社会福祉法人一粒会理事長	
民間 支援 団体	岩楯 堪子	「DV被害者支援活動促進のための基金」理事	
	久保 由美子	東京フェミニストセラピーセンターカウンセラー	
	野原 沙希	NPO法人全国女性シェルターネット事務局員	
市町村	宮澤 美津子	銚子市男女共同参画コーディネーター	
	佐藤 定子	野田市参事（兼）児童家庭課長	
	俣田 愛子	茂原市児童家庭課副主幹	